

研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う  
株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン

平成 31 年 1 月 17 日

内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

文部科学省 科学技術・学術政策局

研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 2 条第 9 項に規定する法人をいう。以下同じ。）、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人（以下「研究開発法人及び国立大学法人等」という。）については、イノベーション創出等の観点から、今般、法改正により、法人発ベンチャー（法第 34 条の 4 第 1 項に規定する成果活用事業者をいう。以下同じ。）への支援<sup>1</sup>に努めるとともに、一定の条件下で株式又は新株予約権（以下「株式等」という。）を取得及び保有（以下「株式の取得等」という。）することができる旨が法第 34 条の 4 及び第 34 条の 5 に規定されたところである。

このため、研究開発法人及び国立大学法人等として、業務・財務の健全性を維持しつつ、今般の法改正の趣旨に則って株式の取得等を適切に実施する観点から、株式の取得等に係る基本的な考え方を示したガイドラインを次のとおり定める。

研究開発法人及び国立大学法人等の所管府省（以下「所管府省」という。）におかれては、本ガイドラインに基づき、所管法人による株式の取得等の適切な実施に万全を期していただきたい（注）。

(注) 本ガイドラインは、株式の取得等に係る考え方や留意事項等を示したものである。したがって、所管府省におかれては、所管の研究開発法人及び国立大学法人等の業容等に応じた対応が求められるところである。

---

<sup>1</sup> 研究開発法人及び国立大学法人等が有する知的財産権の移転、設定又は許諾、技術的な指導又は助言、その保有する施設又は設備の貸付けその他の研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援（法第 34 条の 4 第 2 項）を指す。

## I. 法人発ベンチャーへの支援に伴う株式の取得等に関する考え方

技術が加速度的に進展し、産業界、大学、研究機関等の役割分担が根本的に変化している中で、企業が従来のように一者単独でビジネスや技術の社会実装を行うことが困難になっている。そのような状況の下、優れた技術や着想を有し、スピード感を持って新たに価値の創造を目指す研究開発型ベンチャーとの連携を研究開発法人及び国立大学法人等が図ることは、社会実装に向けた有効な手段であると考えられる。そのため、研究開発型ベンチャーをより一層生み出しやすい環境を整備し、研究開発法人及び国立大学法人等との連携を促すことは、イノベーションを喚起する上で極めて重要である。

このような背景の下、今般の法改正により、法第34条の4第2項において、研究開発法人及び国立大学法人等が法人発ベンチャーへの支援に努める旨定められた。そのうえで、同条第3項において、特に必要と認める場合には、当該支援を無償等とし得ること、第34条の5において、その際は、株式等の取得や保有を行うことが可能であることが規定された。

これらは、研究開発法人及び国立大学法人等が法人発ベンチャーを支援するにあたり、現金支払いを受けることが基本であるものの、資力は弱いが有望な法人発ベンチャーに対する育成支援のための措置として用意されたものである。すなわち、このような法人発ベンチャーの資力その他の事情を勘案し、特に必要と認める場合には、法人発ベンチャーからの求めに応じて株式等を受け取ることで、知的財産のライセンス、施設・設備の提供、技術指導等の必要な支援を行うことができるようとするものである。

これにより、法人発ベンチャーは、当面の事業活動のための現金を確保しつつ大学や研究開発法人から必要なサービスを受けることで事業の発展に取り組みやすくなり、研究成果の社会実装の進展が期待される。また、研究開発法人及び国立大学法人等にとっては、法人発ベンチャーの事業が発展した場合に、結果として株式等の売却益による収入の拡大が期待される。

一方で、研究開発法人及び国立大学法人等が、業務・財務の健全性を維持しつつ、株式の取得等についても法改正の趣旨に則って適切に運営していくためには、その実施に当たって留意すべき事項等、研究開発法人及び国立大学法人等において対応すべき事項について定めることが必要であり、本ガイドラインを定めることとした。

本ガイドラインに沿って、株式の取得等に係る適切性を保ちながら、研究開発法人及び国立大学法人等の研究開発の成果をより多く社会・経済に還元するとともに、民間資金の導入を飛躍的に向上させ、研究開発法人及び国立大学法人等を中心とする知識・資金の好循環を実現することが期待される。

## II. 法人発ベンチャーへの支援に伴う株式の取得等に関する基本事項

### 1. 対象となる法人発ベンチャー

法第34条の4及び第34条の5は、研究開発法人及び国立大学法人等が支援に伴い株式等を取得することができる場合を、法人発ベンチャーの資力その他の事情を勘案し、特に必要な場合としている。すなわち、支援を行う研究開発法人又は国立大学法人等の研究成果を活用した事業の有望性が高い法人発ベンチャーであって、当該研究開発法人及び国立大学法人等による支援に対し、現金による支払を免除又は軽減することが当該ベンチャーの経営の加速のために特に必要と考えられる場合が対象となる。

### 2. 株式の取得等における留意点

研究開発法人及び国立大学法人等は、株式等の取得を適切に実施するため、以下の措置を講じる必要がある。法人発ベンチャーの支援に係る専門性と客観性・公平性等を担保するための体制を確保していくことが重要であり、支援の内容（知的財産の移転・設定又は許諾、施設・設備の提供、技術指導等）を明確化し、必要に応じて公表することが求められる。また、所要の組織体制や規程等を整備することが望ましい。

#### ① 株式等の取得に係る手続き等

研究開発法人及び国立大学法人等は、法人発ベンチャーに対し、法人発ベンチャーの資力その他の事情に応じた支援を行うことができること、及びそうした支援プログラムの基本的事項（対象資産、支援対象の条件、株式取得・議決権行使の方針等）について適切に周知・公表することが重要である。また、法人発ベンチャーから株式等を提供したい旨の意向が示された場合、研究開発法人及び国立大学法人等は、株式等の価値を公正かつ客観的に評価できるよう、必要に応じて、株式等の取扱いに係る経験等を有する外部専門家の意見を活用しつつ、法人発ベンチャーとの合意の上で取得する株数等を決定する必要がある。

#### ② 適切な管理

研究開発法人及び国立大学法人等は、法第34条の5第2項の規定に基づき、法人発ベンチャーから取得した株式等を保有することができることとなるが、関係法令には保有期限等は定められていない。こうした中、株式等の管理・売却等に係る対応については、研究開発法人及び国立大学法

人等が、法改正の趣旨に則って適切に対応することが求められるため、組織体制及び規程等を整備しておくことが望ましい。

法人発ベンチャーからの株式等の取得は、研究開発法人及び国立大学法人等の研究成果を普及させるために法人発ベンチャーを支援する措置であり、売却益を得ることが主たる目的ではないものの、法人としての財務の健全性の確保が求められる。このため、研究開発法人及び国立大学法人等は株式等を効果的に活用できるよう管理担当者及び担当部署を指定又は設置し、その定期的な評価等適切に管理を行うものとする。また、その売却に当たっては、効果的かつ公正な判断を行えるよう、必要に応じて、株式等の取扱いに係る経験等を有する外部専門家の意見を活用することが重要である。

### ③ 関係規定等の遵守

研究開発法人及び国立大学法人等とこれらが株式等を保有する法人発ベンチャーとの関係については、独立行政法人通則法（国立大学法人については、国立大学法人法。）並びに「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（国立大学法人については、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書。公立大学法人については、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」。）等が適用されることになるため、研究開発法人及び国立大学法人等においては、これらの規定等に反することが無いよう適切に対応することが求められる。

例えば、独立行政法人通則法第50条の4（国立大学法人については、国立大学法人法第35条。）の規定により、「密接関係法人等」に対する役員又は職員等の再就職の斡旋等規制が設けられている。また、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」等においては、「特定関連会社」等との契約・取引の状況について公表が求められている。これらの他、研究開発法人及び国立大学法人等は、会社法による株式引受人の権利・責任に関する規定や金融商品取引法による会社関係者のインサイダー取引規制に関する規定など関係規定等の遵守に万全を期す必要がある。

また、研究開発法人及び国立大学法人等は、株式等を保有する法人発ベンチャーの経営体制や株主構成に反社会的勢力などとの関係が認められないことを確認する必要がある。

### ④情報の管理・公開

研究開発法人及び国立大学法人等は、必要な場合に社会的な説明責任を果たせるよう、案件毎に株式等を取得するとの判断に至った経緯及び理由、

取得株数の考え方等を記録し、保持する必要がある。

また、所管府省に対して適時適切な報告を行うとともに、企業秘密に配慮した上で、財務諸表、事業報告書、ウェブサイト等を通じた適時・適切な情報の公開を行う。

### 3. 新株予約権の取扱いにおける留意点

#### ① 新株予約権の権利行使

研究開発法人及び国立大学法人等は、法第34条の5第2項に基づき、法人発ベンチャーから取得した新株予約権の権利行使して株式を取得することができる。また、研究開発法人においては、権利行使に伴う支出について、法人の中期計画又は中長期計画に適切に位置付けておく必要がある。具体的には、中期計画又は中長期計画の予算、収支計画及び資金計画に、当該支出及びそれに係る財源を適切に反映する。また、当該財源が目的積立金又は前中（長）期目標期間繰越積立金である場合には、それぞれ中期計画又は中長期計画における剩余金の使途又は積立金の使途に適切に明記する。

#### ② 新株予約権の権利行使による株式取得時の会計処理

新株予約権の権利行使による株式取得時の会計処理については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書及び「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に特段の定めが無いため、公正妥当な企業会計の基準に準拠するとともに、会計監査人と事前に協議した上で適切に処理する必要がある。

#### ③ 新株予約権の権利行使により取得した株式の取扱い

新株予約権の権利行使により取得した株式の取扱いについては、「2. 株式の取得等における留意点」における株式の取扱いと同様とする。